

附属書十一A 自由職業サービス

一般規定

1 各締約国は、職業上の資格の承認、免許又は登録に関係する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスの特定に努めるため、自国の領域の関係団体（以下この附属書において「自国の関係団体」という。）と協議する。

2 各締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑にすることを目的として、自国の関係団体に対し、他の締約国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励する。

3 各締約国は、自国の関係団体に対し、職業上の資格の承認、免許及び登録に関する合意の作成に当たり、自由職業サービスに関する合意を考慮に入れることを奨励する。

4 締約国は、実行可能な場合には、追加的な筆記試験を必要とすることなく、外国のサービス提供者の本国における免許又は認められた職業団体の構成員としての地位に基づいて、一時的な又は事業別の免許又は登録の制度を実施するための手段をとることを検討することができる。この一時的又は限定的な免許の

制度は、外国のサービス提供者が当該締約国の免許要件を満たす場合には、当該締約国の免許を取得することを妨げるために運用すべきではない。

エンジニアリング・サービス及び建築のためのサービス

5 3の規定を適用するほか、締約国は、APEC技術士及びAPEC建築士の枠組みの下で行われているエンジニアリング及び建築の分野における専門的能力の相互承認並びにこれらの分野の専門家の移動の促進に関するAPECの作業を認める。

6 各締約国は、自国の関係団体が認証を受けてAPEC技術士及びAPEC建築士の登録制度を運用することができるよう作業することを奨励する。

7 締約国は、APEC技術士又はAPEC建築士の登録制度を運用している自国の関係団体が、当該登録制度を運用している他の締約国の関係団体と相互承認に関する取決めを行うことを奨励する。

技術士の一時的な免許又は登録

8 4の規定を適用するほか、締約国は、技術士の一時的な又は事業別の免許又は登録の制度を実施するための手段をとるに当たり、次の事項に関する勧告について自国の関係職業団体と協議する。

- (a) 他の締約国の技術士に対し、当該締約国の領域において自己の専門的なエンジニアリング業務に従事することを許可するための一時的な免許又は登録の手續の整備
- (b) (a)に規定する技術士の一時的な免許又は登録を円滑に行うために権限のある当局が締約国の領域において採用すべき手續のひな形の作成
- (c) 一時的な免許又は登録の手續の整備に当たり優先すべき専門的なエンジニアリング業務
- (d) 当該関係職業団体との間の協議において特定される技術士の一時的な免許又は登録に関連するその他の事項

法律サービス

9 締約国は、複数の国又は地域の法令を取り扱う国際的な法律サービスが貿易及び投資の円滑化、経済成長の促進並びにビジネスを行う上での信頼の増進に欠くことのできない役割を果たしていることを認める。

10 締約国は、外国弁護士及び国際的な法律業務について規制し、又は規制しようとする場合には、自国の関係団体に対し、次の事項について自国の法令に従って検討するよう奨励する。

- (a) 外国弁護士が本国の管轄において外国法を取り扱うことができる自己の権利に基づいて外国法を取り扱うことができるかどうか又はそのための方法
- (b) 外国弁護士が商事仲裁並びに調停及び仲介の準備し、これらの手続に参加することができるかどうか又はそのための方法
- (c) 外国弁護士に対し、国内の倫理上、行動上及び懲罰上の基準について、国内（受入国）の弁護士に課される要件よりも大きな負担とならない態様で適用するかどうか又はそのための方法
- (d) 外国弁護士に対し、最低限の居住要件に代わる要件（例えば、外国弁護士としての地位を依頼者に関する示すこと、職業上の損害保険を維持すること又はそのような損害保険に加入していないことを依頼者に開示すること）を設けるかどうか又はそのための方法
- (e) 次の態様による国際的な法律サービスの提供を許容するかどうか又はそのための方法
 - (i) 未登録の外国弁護士が外国法又は国際法に関して一時的に提供する法的な助言サービス
 - (ii) ウェブ技術又は電気通信技術の利用
 - (iii) 業務上の拠点の設立

- (iv) (i)に規定する態様と(ii)及び(iii)に規定する態様のうちの一方又は双方の態様との組合せによるもの
- (f) 外国弁護士及び国内（受入国）の弁護士が、十分に統合された国際的な法律サービスの提供に当たり、連携することができかどうか又はそのための方法

- (g) 外国法事務弁護士法人が自己の選択によりその名称を使用することができるかどうか又はそのための方法

自由職業サービスに関する作業部会

- 11 締約国は、1から4までに規定する活動を円滑に行うため、ここに各締約国の代表者から成る自由職業サービスに関する作業部会（以下この附属書において「自由職業サービス作業部会」という。）を設置する。

- 12 自由職業サービス作業部会は、1から4までに規定する活動を進めるに当たり、締約国の関係する職業団体及び規制当局を支援するために、必要に応じ、連絡を保つ。その支援には、連絡先の提供、会合の円滑化及び締約国の領域における自由職業サービスの規制に関する情報の提供を含むことができる。

- 13 自由職業サービス作業部会は、1から4までに規定する目的に向けた進捗状況について討議するため、

毎年一回又は締約国の合意により会合する。自由職業サービス作業部会の会合を開催するためには、二以上の締約国が参加しなければならないが、全ての締約国の代表者が参加する必要はない。

14 自由職業サービス作業部会は、その作業の進捗状況及び将来の方向について、この協定の効力発生の日から二年以内に委員会に報告する。

15 自由職業サービス作業部会による決定は、次の場合を除くほか、当該決定が行われた会合に参加した締約国についてのみ効力を有する。

(a) 全ての締約国が別段の合意をする場合

(b) 当該会合に参加しなかった締約国が当該決定の対象となることを要請し、かつ、当該決定の当初の対象となる全ての締約国が同意する場合

附属書十一B 急送便サービス

1 この附属書の規定の適用上、「急送便サービス」とは、書類、印刷物、小包、物品その他の品目について、そのサービスが提供されている間を通じて追跡し、及び管理を維持しつつ、迅速に収集し、運送し、及び配達することをいう。急送便サービスには、航空運送サービス、政府の権限の行使として提供されるサービス及び海上運送サービスを含まない（注）。

注 急送便サービスには、次のものを含まない。

- (a) オーストラリアについては、オーストラリア郵便が排他的に提供するサービスであつて、オーストラリア郵便会社法（千九百八十九年）及びその補助的な法令に定めるもの
- (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、郵便サービス庁が書簡の収集及び配達を排他的に行う権利であつて、郵便局法（ブルネイ法第五十二章）、国内速達書簡サービスの提供に関する免許の申請のための指針（二千年）及び国際速達書簡サービスの提供に関する免許の申請のための指針（二千年）に定めるもの
- (c) カナダについては、カナダ郵便会社が排他的に提供するサービスであつて、カナダ郵便会社法及びその規則に定めるもの

- (d) 日本国については、信書の送達のサービスであつて、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定めるもの（同法第二条第七項に定める特定信書便役務を除く。）
- (e) マレーシアについては、マレーシア郵便が書簡の取集及び配達を排他的に行う権利であつて、郵便サービス法（二千十二年）に定めるもの
- (f) メキシコについては、メキシコ郵便サービスが排他的に提供するサービスであつて、メキシコ郵便法令に定めるもの並びに自動車による貨物運送サービスであつて、道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第三編及びその規則に定めるもの
- (g) ニュージールランドについては、ファストポスト・サービス及びこれに相当する優先的な国内郵便サービス
- (h) シンガポールについては、郵便サービス法（第二百三十七章のA）（二千年改正版）に定める郵便サービス及び郵便サービス（種類免許）規則（二千五年）に基づいて運営される特定の急送書簡サービス
- (i) アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国法典第十八編第六百九十三節から第六百九十九節まで及び同法典第三十九編第六百一節から第六百六節までの規定に基づく郵便経路上の書簡の配達。ただし、これらの規定に基づく例外の対象となる書簡の配達については、含むものとする。
- (j) ベトナムについては、ベトナム郵便法及び関連する法的文書に定めるサービス

2 この附属書の規定の適用上、「郵便独占」とは、締約国が自国の領域の郵便事業者を特定の取集、運送及び配達サービスの排他的な提供者とするために維持する措置をいう。

3 郵便独占を維持する各締約国は、客観的な基準（価格又は重量等の数量的な基準を含む。）に基づいて郵便独占の範囲を定める（注）。

注 締約国は、チリの郵便独占の範囲が同国の政令第五千三十七号（千九百六十年）の規定による客観的な基準に基づいて定義されていること及び同国におけるサービス提供者の配達サービスを提供する能力が同法令によって制限されていないことを了解する。

4 締約国は、自国の提供する急送便サービスの市場開放の水準について、少なくともこの協定が署名される日の水準を維持するという願望を確認する。締約国は、他の締約国がそのような市場開放の水準を維持していないと認める場合には、協議を要請することができる。当該他の締約国は、当該協議のための機会を十分に与え、並びに自国の市場開放の水準及び関連事項に関する照会に対して、可能な範囲で情報を提供する。

5 いずれの締約国も、郵便独占の対象とされたサービス提供者が独占的な郵便サービスから生ずる収入を

用いて当該提供者自身又は競合する他の提供者による急送便サービスに補助を行うことを認めてはならない(注)。

注 ベトナムについては、この5に定める義務は、同国についてこの協定が効力を生ずる日の後三年間、適用しない。締約国は、

この三年の期間中にベトナムがそのような補助を許容していると認める場合には、協議を要請することができる。同国は、協議のための機会を十分に与え、及び当該補助に関し、照会に応じて可能な範囲で情報を提供する。

6 各締約国は、郵便独占の対象とされたサービス提供者が、急送便サービスの提供に関し、第九・四条(内国民待遇)、第十・三条(内国民待遇)又は第十・五条(市場アクセス)の規定に基づく自国の義務に反する態様で自国の領域において自己の独占的地位を濫用して活動することがないことを確保する(注)。

注 郵便独占の対象とされたサービス提供者であって、急送便サービスに関し、この6に規定する締約国の義務に反しない態様で自己の独占的地位に付随し、又は関連する権利又は特権を行使するものは、この6の規定に反する態様で活動していない。

7 いずれの締約国も、次のことを行つてはならない。

(a) 他の締約国の急送便サービスの提供者に対し、許可又は免許の条件として郵便に関する基礎的なユニ

バーサル・サービスの提供を要求すること。

- (b) 他の配達サービスを提供するための資金を調達することを目的として急送便サービスの提供者に対してのみ手数料その他の課徴金を課すること（注）。

注 この7の規定は、締約国が、配達サービスの提供者に客観的及び合理的な基準に基づき差別的でない手数料を課すること並びに郵便独占の対象とされた自国のサービス提供者による急送便サービスについて手数料その他の課徴金を課することを妨げるものと解してはならない。

- 8 各締約国は、急送便サービスの規制について責任を負う当局がいかなる急送便サービスの提供者に対しても利害を有しないこと並びに当該当局が採用する決定及び手続が自国の領域における全ての急送便サービスの提供者について公平な、無差別な及び透明性のあるものであることを確保する。

附属書十一C 適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度

第十・七条（適合しない措置） 1(c)の規定にかかわらず、ベトナムについては、同国についてこの協定が効力を生ずる日の後三年間は、次のとおりとする。

(a) 第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・五条（市場アクセス）及び第十・六条（現地における拠点）の規定は、第十・七条（適合しない措置） 1(a)に規定する適合しない措置の改正（ベトナムについてこの協定が効力を生ずる時点における当該措置と第十・三条から第十・六条までの規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）については、適用しない。

(b) ベトナムは、第十・七条（適合しない措置） 1(a)に規定する適合しない措置の改正であつて、当該改正の直前における当該措置の適合性の水準を低下させるものにより、他の締約国のサービス提供者が具体的な行動（注）をとつた際に依拠した権利及び利益を当該他の締約国のサービス提供者から撤回してはならない。

注 具体的な行動には、事業を設立し、又は拡張するための資源又は資本の供給並びに許可及び免許の申請を含む。

(c) ベトナムは、第十・七条（適合しない措置） 1 (a)に規定する適合しない措置の改正であつて、当該改正の直前における当該措置の適合性の水準を低下させることとなるものの詳細について、当該改正を行う少なくとも九十日前までに他の締約国に提供する。